別　表　1

令和８年度 建築工事（Ａ建築工事）　事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間　令和８年９月１日から令和９年３月31日まで

大阪市の登録種目	０２０　建築一式工事
大阪市の工事種目	０２Ａ　建築工事
建設業法上の建設工事の種類	建築一式工事
建設業許可の業種	建築工事業

物件等級	経営事項審査の総合評定値（Ｐ点）	予定価格（税込）	地域要件			受注可能本数		
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
B	８００点～１，０９９点	6億円未満 1.8億円以上	南北 ※1	入札参加不可		２本	受注不可	
C	６５０点～７９９点	1.8億円未満 4千万円以上						
D	６５０点未満	4千万円未満						

・　経営事項審査の総合評定値（Ｐ点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。

・　予定価格１.2億円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
なお、経営事項審査の総合評定値（Ｐ点）が800点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格４千万円（税込）以上１.2億円（税込）未満の案件に参加できるものとする。

・　令和７年１月１日から令和７年12月31日の間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02Ａ 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、１本限りとする。

・　本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者

・　この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

※１　南北（区）建築工事、電気工事

北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東、東成
南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野

※２　南北（区）給排水衛生冷暖房工事

北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東
南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、東成、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野